

大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ について

環境省 大臣官房 地域政策課



大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージについて

2026年1月27日

環境省大臣官房地域政策課



- 太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。
- 参加省庁：経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省

第1回（9月24日）の開催概要

- 依然として太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例がみられている中で、引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが必要である点を確認。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、各省庁において、改めて、必要な対応について検討したくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁よりご報告いただくこととした。

第2回（10月29日）の開催概要

- 関係省庁から、現在の検討状況について報告あり。
- 全国的な太陽光発電事業に係る課題に関し、各種の具体事例に照らし、関係法令がどのように適用され、対応がなされるのかを整理し、当該対応により、様々な公益との調整が効果的・実効的に図られるかについて、更に検証する必要性を確認。

第3回（12月22日書面開催）の開催概要

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（案）」を議論し、連絡会議としてこれを了承。

12月23日に「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」を開催し、対策パッケージを決定。

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与える開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るために、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

1. 不適切事案に対する法的規制の強化

関係法令	対応方針(案)	今後の事業に対する規制の実効性	実施予定期
自然環境	環境影響評価法 ・電気事業法 (環境省・経済産業省)	環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化に向けた検討	・環境影響評価対象の拡大を通じた事業の環境配慮の促進 ・環境アセス評価、工事計画届出、運用の各段階において実効性強化 2026年通常国会中に検討結果とりまとめ 【取りまとめ後、政令等改正（P）】
	種の保存法 (環境省)	法改正の要否も含めて検討	保護区設定の促進及び希少種保全に影響を与える開発行為一般に対する適切な措置の要請（検討中）等により、希少種の保全上重要な生息・生育地における開発を適切に規制 2026年夏頃に検討結果とりまとめ
	文化財保護法 (文部科学省)	市町村への事務連絡を発出	市町村から事業者に対し適切に助言を行うことにより、影響の確認が不十分なまま、天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制 2025年度内
	自然公園法 (環境省)	釧路湿原国立公園の区域拡張	湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について公園区域を拡張し、公園区域内の開発を適切に規制 2026年度末までに 区域拡張を目指す
安全	森林法 (農林水産省)	許可条件違反に対する罰則、命令違反者の公表を規定(新設)する改正森林法の施行	・事業者に対して林地開発許可時に付した条件を厳格に履行させることより、森林の有する災害の防止等の公益的機能を阻害しないよう、開発を適切に規制 ・違反状態の土地である旨を周知することにより、土地転売による責任回避を抑止 2026年4月施行 【法律改正済 2025年通常国会】
	盛土規制法 (国土交通省・農林水産省)	都道府県等に対する技術的助言や個別相談等を引き続き実施	都道府県等における法運用が十分なされることにより危険な盛土等の造成を適切に規制 引き続き実施
	電気事業法 (経済産業省)	太陽電池発電設備の構造安全性の確認制度の強化の検討	太陽電池発電設備の構造安全性が確保され、当該設備の崩落・飛散などにつながるおそれのある開発を適切に規制 2025年内に結論を得る 【法律改正（P） 2026年通常国会】
景観	景観法 (国土交通省・農林水産省・環境省)	・景観法運用指針の改正 ・景観法活用マニュアルの作成・公表	守るべき景観を有する各自治体が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し、当該基準に適合しない設置行為を適切に規制 2026年春頃
共通	再エネ特措法 (経済産業省)	関係法令違反へのFIT/FIP交付金一時停止・認定取消し(執行体制の強化)	執行体制を強化し、法令違反を改善せずに放置するFIT/FIP事業者には認定を取り消し、違反時点から交付金の返還を求め、関係法令違反に厳格に対応 2025年度内 (2026年度予算で措置を目指す)

2. 地域の取組との連携強化

- 国と地方の適切な役割分担のもと、各種の法的規制に基づく事務が実効的かつ円滑に行われ、地域の実情に応じた規制がなされるよう、国と自治体との連携枠組みを構築する。
- 現状、FIT/FIP事業を対象としている「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も通報対象に追加することで、我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制（＝「全省庁横断再エネ事業監視体制」）を構築する。

国と自治体との連携枠組みの構築

- 太陽光発電事業への適切な法的規制の実行にあたって、国と地方自治体との緊密な連携を図る観点から、新たな連携枠組みを構築する。
- 連携枠組みの中では、例えば、今回講じる関係法令における追加的な対応について情報提供を行い、各自治体において適切な規制等がなされる環境整備を目指す。

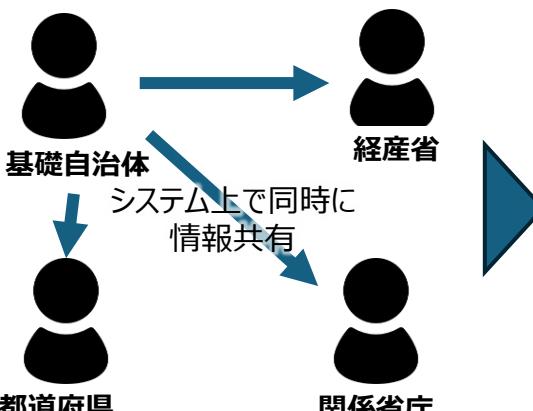
(情報提供例)

- ◆ 景観法運用指針の改正、景観法活用マニュアル
- ◆ 文化財保護法に基づく事務連絡
- ◆ 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」の非FIT/非FIP事業への通報対象拡大
- ◆ 自治体における先進的取組（条例や法定外目的税など）

全省庁横断再エネ事業監視体制

- 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も通報対象に追加。我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築。

関係法令違反通報システム



再エネGメン

